

平成31年 第4回

農業委員会総会議事録

平成31年 4月24日(水)開催

多摩市農業委員会

平成31年4月24日午後2時、多摩市役所第二委員会室において、平成31年第4回多摩市農業委員会総会が招集された。

出席委員は次のとおりであった。

1番 青木幸子委員、2番 小暮和幸委員、3番 新倉隆委員、
5番 柚木実委員、6番 伊藤千春委員、7番 増田実生委員、
8番 萩原弘委員、10番 相澤孝一委員、11番 小島豊委員、
12番 大松誠二委員、13番 武内好恵委員、14番 澤登早苗委員、
15番 伊藤忠男委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 宮崎武 農地係長 沖迫達矢 書記 持田広実、小形達也

定刻前に新副市長挨拶及び事務局異動挨拶を行った後、午後2時に総会を開会した。

議長（会長 小暮和幸）

「定刻になりましたので、只今から平成31年第4回多摩市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。」

議長（会長 小暮和幸）

「本日の議事日程は次のとおりです。」

日程第1、第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の交付について
日程第2、第3号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による審議について
日程第3、第4号議案 多摩市農業委員会公印規定等の一部を改正する規定について
日程第4、第7号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
日程第5、第8号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長（会長 小暮和幸）

議事に先立ち、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、委員に諮って、議長指名により、議事録署名委員に次の者を指名した。

14番 澤登早苗委員、15番 伊藤忠男委員

議長（会長 小暮和幸）

「それでは、議事に入ります。日程第1、第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の交付についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の交付について

・連光寺地区 1件

1件の農地における生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明願について説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

10番 相澤孝一委員

「生産緑地の買取面積はこれですべてなのか？」

農地係長（沖迫）

「申出者の持つ生産緑地の買取面積はこれですべてである。」

8番 萩原弘委員

「共有の部分はあるか？」

農地係長（沖迫）

「共有部分の一部あり、他の共有者2名には連絡がついている。どの部分の生産緑地を残しどの部分を解除するかは定かではない。確定していないということである。」

議長（会長 小暮和幸）

「他に質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。」

— 挙手全員 —

議長（会長 小暮和幸）

「挙手全員であります。よって本件は可決されました。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第2、第3号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する制度第4条第3項の規定による審議についてを上程いたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第3号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による審議について

・連光寺地区 1件

1件の農地における都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき、多摩市長より事業計画について審査依頼があったため、法律説明及び事前ヒアリング内容について説明した。担当地区委員に補足説明を求めたが、委員より「補足はなし」との回答を得る。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

10番 相澤委員

「農地所有者の方は、実際に農業を行っているのか？」

農地係長（沖迫）

「サラリーマンで休みの日に農業に従事しているとのことである。十分な耕作が出来づらい状況ではある。」

10番 相澤委員

「農地所有者が耕作を十分にできないと言っているということは、農地の適正な管理を行うということと矛盾するのではないか？」

農地係長（沖迫）

「耕作が難しい農地所有者の農地を、近隣の農家の方が借りて耕作をするということである。」

12 番 大松誠二委員

「契約書はあるのか？」

農地係長（沖迫）

「資料としては添付していないが、契約書はある。」

議長（会長 小暮和幸）

「委員会は審査をする場なので、契約書などあれば添付すべきではないか？」

事務局で、農業会議で用いる標準仕様の契約書の写しを、審議後回収する前提で配布することとする。

13 番 武内好恵委員

「賃料が発生していないので、返却要望があれば返さなくてはいけない。10年という貸借期間が設定されているものの、10年間耕作できない可能性があるということか？ 期間設定は10年以外もあるのか？ どのように設定するのか？」

議長（会長 小暮和幸）

「私が説明を受けたところによれば、賃貸借ではないから、相続などで返却せねばならないことはあるかもしれない。期間は5年もあれば3年もある。設定はお互いの合意に基づくものである。」

議長（会長 小暮和幸）

「他に質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。」

— 挙手全員 —

議長（会長 小暮和幸）

「挙手全員であります。よって、本件は可決されました。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第3、第4号議案 多摩市農業委員会公印規定等の一部を改正する規定についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第4号議案 多摩市農業委員会公印規定等の一部を改正する規定について多摩市農業委員会公印規定等の一部を改正する規定について説明した。元号改正に伴う様式類の改正であることを説明する。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。」

— 挙手全員 —

議長（会長 小暮和幸）

「挙手全員であります。よって、本件は可決されました。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第4、第7号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第7号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（南野地区 1件）についてを朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

7番 増田実生委員

「もともと30年以上住んでいる家で、自分の畑を売った所だが、そのときに地目変更をしなかったと聞いている。現在、建て替えるために一時マンションに移り住んでいる。区

画整理ではなく、私道が自分の名義で残っている所である。当時、手続きがきちんとされておらず、地目変更せずに家を建てたような恰好になっている。」

事務局から、当該土地は、区画整理の後に開発行為で道路を入れた形になっており、建築指導事務所では問われないが、銀行審査では問題となるため、地目変更を行わざるをえなくなったのではないかとの見解を示す。

議長（会長 小暮和幸）

「他に質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「異議なしの声がありますので、報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「続いて日程第5、第8号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題といたします。事務局に朗読と説明を求めます。」

農地係長（沖迫）

第8号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出（豊ヶ丘地区 1件、和田地区 2件）についてを朗読し説明した。

議長（会長 小暮和幸）

「以上、事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか。」

— 「質疑なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「質疑なしと認め、質疑を終了します。」

議長（会長 小暮和幸）

「お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することにご異議ありませんか。」

— 「異議なし」の声あり —

議長（会長 小暮和幸）

「異議なしの声がありますので、報告のとおり承認することに決しました。」

議長（会長 小暮和幸）

「以上をもって、本日の議事日程のすべてを終了いたしました。よって、会議を閉じます。」

— 終了（午後 3 時 20 分） —